

ホームヘルパー 訪問介護ってどんな仕事？

「おうちでの暮らしを支える仕事です」
～あなたの「優しさ」が必要とされています～

ヘルパー（訪問介護）として働くには、「**介護職員初任者研修**」以上の資格が必要です。

仕事内容

ケアマネージャーが作成したケアプランに沿って
利用者の自宅でサービスを提供する仕事です。

身体介護（身体に触れるサービス）

食事介助 / 排泄介助 / 入浴介助 / 移動・移乗介助 /
更衣介助 / 起床・就寝介助 / 服薬介助 など



生活援助（日常生活に欠かせない一般的な家事が中心です）

掃除 / 洗濯 / 調理 / 買い物代行 / ベッドメイキング など

※生活援助は「家事代行」ではないため、介護保険のルールでできない
ことが明確に決まっています。



仕事場はどこ？

ヘルパーがそれぞれ利用者の自宅を訪ねて仕事をします。
自宅で暮らし続けるためのサポートをします。

働いて良かった！ヘルパーの声

たくさんの
感謝と笑顔を
独り占め

『段取り力』と
『家事スキル』が
あがりました。

コミュニケーション
能力と観察力が
向上しました。

自分の家族の
介護や老後にも
役立ちます。



動画で！マンガで！ホームヘルパーがもっとわかる
こちらの厚生労働省 web サイトにアクセス→



ホームヘルパーの1日 ～さまざまな働き方～

Aパターン しっかりフルタイム

1日4～5軒ほど訪問し、移動時間もしっかり確保した標準的な働き方です。

- 09:00 出勤・1軒目へ移動（事業所に寄らず直行も多い）
- 09:30 1軒目（身体介護）：排泄介助や着替えのサポート
- 10:30 移動
- 11:00 2軒目（生活援助）：掃除、昼食の調理
- 12:00 休憩（1時間）：公園や車内、事業所に戻ってランチ
- 13:30 3軒目（身体介護）：入浴介助
- 15:00 移動
- 15:30 4軒目（生活援助）：夕食の買い物代行、掃除
- 16:30 事業所へ移動・記録作成：その日の報告をまとめて退勤

正職員からパート
いろいろ選べます！

慣れるまで
先輩がサポート



Bパターン 短時間・スキマ型

「午前中だけ」「昼の数時間だけ」など、自分の予定に合わせる働き方です。

- 10:00 1軒目へ移動
- 10:30 1軒目（生活援助）：掃除と洗濯
- 11:30 移動
- 12:00 2軒目（身体介護）：昼食の介助
- 13:00 業務終了・直帰：介護記録をアプリで事業所へ送信
そのまま買い物や保育園のお迎えへ

ICT導入で
業務軽減が
進んでいます



訪問介護ならではのポイント

直行直帰OK

事業所に寄らず、家からそのまま利用者さんの自宅へ向かえるケースも多いです。

移動時間は「仕事」

Aパターンのように連続して入る場合、移動中も時給（または手当）が発生するのが一般的です。

ホームヘルパーの
仕事に興味をもった
方はぜひ相談して
ください。

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会

青森県福祉人材センター

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2階
TEL 017-777-0012 FAX 017-777-0015

ふくしのお仕事
二次元コード

